

# 特別徴収切替届出(依頼)書

職員使用欄  
(自動計算使用有無)

有  無 【書 電 新 / 】

年 月 日		所在地 (住所) (特別徴収義務者) フリガナ 名称 (氏名) 法人番号	〒 -								特別徴収義務者 指 定 番 号  担当者連絡先 係 氏名 電話	※市区町村ご とに異なります 新規の場合、納入書 要・不要を選択してください。 ( 要 ・ 不要 )					
提出 (宛先) 茅ヶ崎市長																	
給 与 所 得 者	フリガナ				旧姓				普通徴収 切替期別 【該当に○】				期別を選択してください。 <b>【 1 • 2 • 3 • 4 】期以降を切替希望</b>				
	氏名																<b>* 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への 切替ができません。</b>
	生年月日	和暦を選択してください。	昭和 平成	年 月 日				特別徴収 開始予定月				月分 (翌月10日納期分) から				特別徴収へ切替える 税額	
	受給者番号																
	1月1日現在 の 住 所	〒 - 茅ヶ崎市												特別徴収を開始します。			
	現在の住所	〒 - <small>* 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。</small>				備 考											

【添付書類】普通徴収切替期別以降の普通徴収の納付書※当市が收受した日付が納期限を超過した納付書は切替できません。

※ 普通徴収の納付書が回収できない場合は、添付不要となりますですが、二重納付にならないよう給与所得者と御確認お願いします。

注意:税額通知書や領収書は添付しないでください。税額通知書は再発行できませんので、必ず本人へお返しください。

## 【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたもの、また、4期以降の納期限を過ぎたものは原則特別徴収への切替ができません。本人が納めるようにお伝えください。
- 特別徴収開始予定月は、特徴税額通知を受取後、処理可能な月を記入してください。(毎月15日を処理期限とし、月末に税額通知を送付します。)
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。また65歳以上の方が年度途中で特別徴収に切り替えると、一部還付が発生したり、普通徴収分の税額が変更になる場合がありますので御注意ください。
- 月割額の計算については、特別徴収へ切替える税額が不明の場合、空欄で構いません。
- 確定申告書第二表住民税に関する事項欄で「自分で納付」を選択した場合で、給与・公的年金等(65歳以上年金受給者に限る)に係る所得以外の普通徴収税額を特別徴収へ切替え希望の場合は、納税者が茅ヶ崎市の市民税・県民税申告書で訂正をする必要があります。

【提出先】 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 茅ヶ崎市 市民税課 市民税担当

※ 市 町 村 記 入 欄	OCR	1	2	3	4	無
	納済	1	2	3	4	無
	T	/				
	保	課無	賦無	重	リスト	メモ
	備考					